

改正容器包装リサイクル法第

市町村への資金拠出制度について

改正容器包装リサイクル法(平成18年6月公布)に新設された
「市町村に対する金銭の支払」の条項(第10条の2)が、20年4月に施行されます。
事業者や市町村、消費者が連携して、
社会全体としてリサイクル(再商品化)の合理化・効率化に取り組む
という考えに基づき、効率化が図られた場合は、
その成果を事業者から市町村に拠出する、という連携のしくみと言えます。
具体的には、リサイクル(再商品化)に実際にかかった費用が、
あらかじめかかるであろうと想定されていた額を下回った場合に、
その差額の1/2に相当する金額を、事業者側から市町村側に拠出する制度です。

リサイクルの合理化・効率化への取り組み

市町村

リサイクルする収集物について、異物を減らすなどしてリサイクルに適した状態に整えたり、市民(消費者)に対して、排出を減らしたり、正しく分別して出すように啓発する。

事業者

容器包装を少なくしたり、再商品化事業者と連携してリサイクルしやすくしたり、消費者のレジ袋の利用を減らすように働きかけるなど。

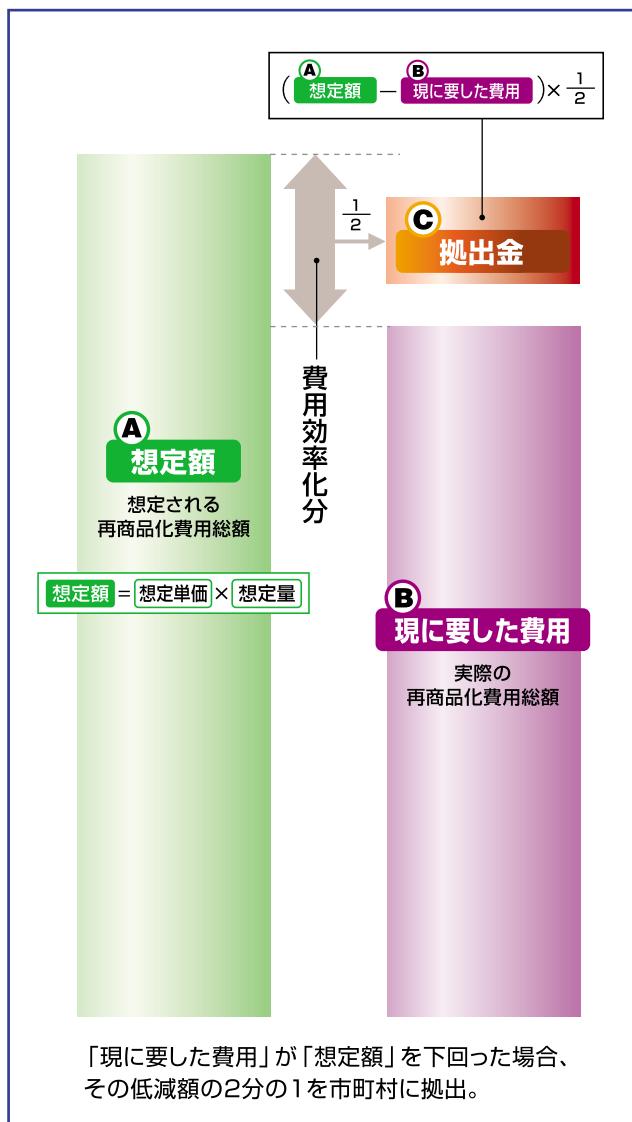
特定事業者から 市町村への資金拠出

毎年度の再商品化について、「現に要した費用」が当初の想定額よりも下回った場合、下回った額の1/2を「再商品化合理化拠出金」(以下、拠出金ともいう)として拠出します。これを賄うための「拠出委託料」として、特定事業者は(財)日本容器包装リサイクル協会(以下、協会)に支払い、協会から市町村に支払われます。これが、特定事業者からの市町村への資金拠出制度です。



拠出金の総額について

直近3年間の再商品化の
平均実績単価を基準として、
かかる見込の金額からどれだけ
リサイクル費用を減らすことができたか、
という考え方で拠出金を算出します。
年度ごとの総額は、次のように算出します。



A 想定額

1 想定額は、以下の算式で算定します。年度の始まる前(あるいは年度初)に決定します。

$$\text{想定額} = \text{想定単価} \times \text{想定量}$$

2 「想定単価」は、直近3年間の再商品化実績単価の平均値です。3年間固定です。例えば、平成20～22年度についての「想定単価」は、17～19年度の再商品化単価から算定します。

*1: 協会経費を除いた再商品化事業者への支払い実績額の単価

*2: 19年度については、20年度が始まる時点では、その実績が未確定ですので、落札単価(契約単価)の加重平均値を用います。

3 これらの計算は、基本的に分別基準適合物ごとに行います。ただし、プラスチック製容器包装は、再商品化手法によって単価が大きく異なりますので、再商品化手法ごとに区別して算定します。

4 「想定量」は、各市町村から(財)日本容器包装リサイクル協会への毎年の引渡し申込み量(特定事業者負担分の量。市町村負担分は含まない)を用います。この数量は、再商品化手法ごとに毎年3月に翌年度分が確定します。

B 現に要した費用

協会が当該年度に市町村から引き取ったものの再商品化に要した費用(再商品化事業者への支払い実績額)です。(翌年度の7月に確定します)

C 拠出金

市町村への拠出金は、以下の算式で算定します。

$$(\text{A} - \text{B}) \times \frac{1}{2} = \text{C}$$

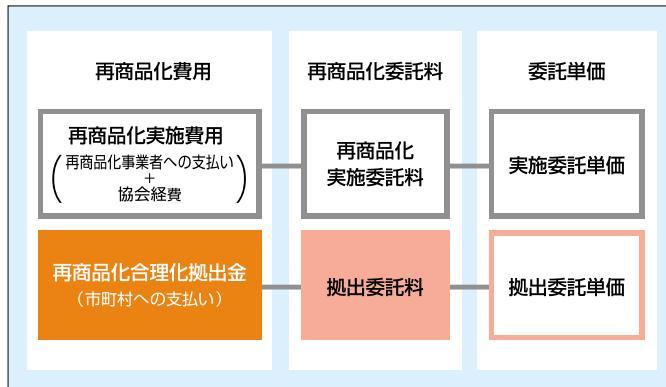
《市町村に対する金銭の支払》

第十条の二 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人(第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。第十四条及び第十五条第一項において同じ。)又は認定特定事業者(第十六条第一項に規定する認定特定事業者をいう。)は、その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額の金額を、主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額の金額を、主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

特定事業者から協会への「拠出委託料」の支払いについて

特定事業者は再商品化合理化拠出金を貢うために、協会に「拠出委託料」を支払います。



従来からの「再商品化委託料」は、「再商品化実施委託料」と呼ぶことから変更し、「再商品化実施委託料」と「拠出委託料」を合わせて、「再商品化委託料」と総称します。

拠出委託料

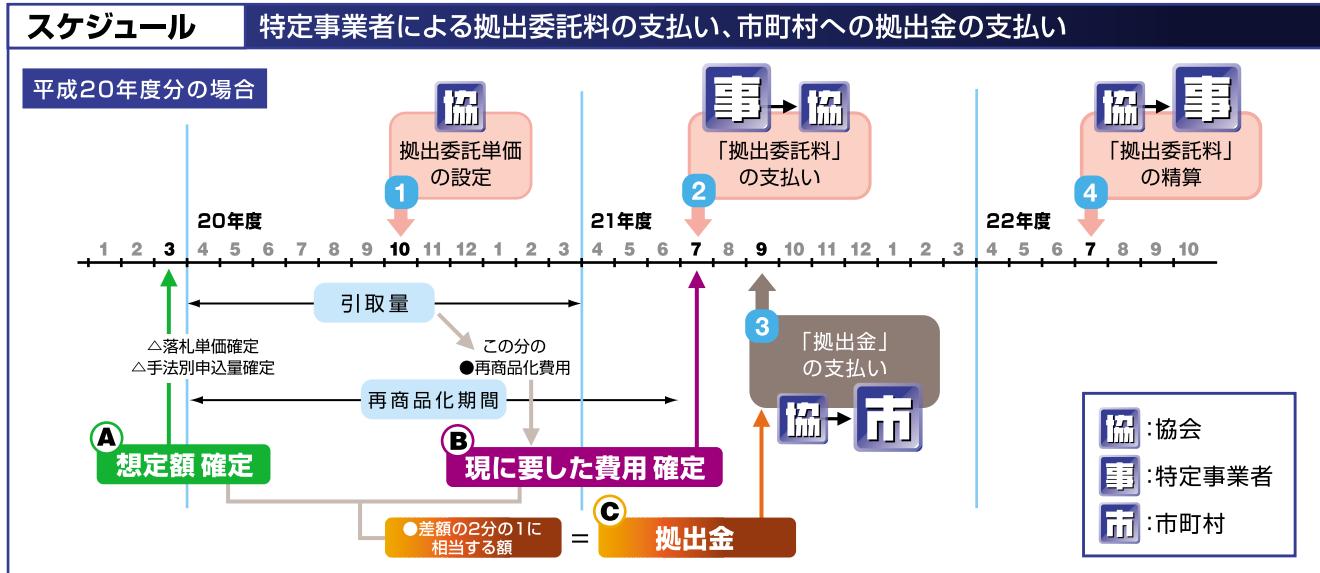
市町村への拠出金の支払いを貢うために、特定事業者が協会に支払う金額を「拠出委託料」といいます。

拠出委託単価

1 「拠出委託料」は、当該年度の再商品化委託申込量に応じて支払っていただきますが、その際の単価を「拠出委託単価」として設定します。

$$\text{拠出委託料} = \text{拠出委託単価} \times \text{再商品化委託申込量}$$

2 「拠出委託単価」は、当該年度の10月時点における、「再商品化合理化拠出金」の見込の金額を、当該年度に特定事業者から再商品化委託される見込の委託量で除して算出し、12月をめどに翌年度の再商品化委託申込書類送付の際にあわせてご連絡します。



1 平成20年10月に、「拠出委託単価」を設定し、12月をめどにご案内します。
拠出金の見込金額と特定事業者からの再商品化委託申込量の見込量に基づいて算出します。

2 平成21年7月、特定事業者から予定拠出委託料としてお支払いいただきます。
拠出委託単価に20年度分の再商品化委託量を乗じて算出します。

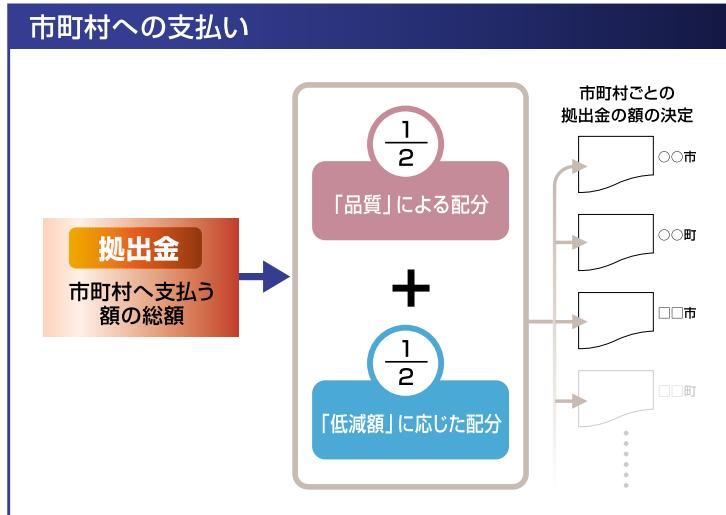
3 平成21年9月末日、市町村に対し協会から拠出金を支払います。

再商品化費用（「現に要した費用」）は21年7月に確定し、その時点で拠出金の金額が決定し、各市町村にはその寄与度に応じて按分され拠出されます。

4 平成22年7月、拠出委託料の精算を行います。
特定事業者からの「拠出委託料」の収入を22年3月末に確定し、③で市町村に支払済みの拠出金との比較により、その過不足に応じて拠出委託料の精算を行います。

個々の市町村への拠出金の配分のしかた

協会に引渡しをしている市町村は、引渡すものの品質（異物混入や汚れの程度）向上への取り組みが、優れているところと十分とはいえないところがあります。この制度の主旨により、拠出金の、 $\frac{1}{2}$ は「品質」基準に基づき、 $\frac{1}{2}$ は「低減額」貢献度に応じて、市町村に配分されます。これによって、市町村の品質向上への取り組みを促し、リサイクル費用の低減につなげます。



「品質」による配分

プラスチック製容器包装：各市町村がその年度に協会に引渡したもの（特定分別基準適合物）の容器包装比率が、①90%以上で、前年度に比べて2%以上向上した場合、または、②95%以上の場合。このいずれかを条件として国が配分対象市町村を決め、告示します。対象市町村に対しては、協会への引渡実績量（特定事業者負担分の量。市町村負担分は含まない）に応じて品質評価分の原資が按分されます。

*: 市町村から引き取る容器包装廃棄物の中に占める容器包装の比率。容器包装比率が90%とは、10%の異物（容器包装でないもの）が含まれている、ということ。

ガラスびん・PETボトル・紙製容器包装：協会が設けている引き取り品質ガイドラインの基準を上回る場合であることを条件に、プラスチック製容器包装と同様に協会への引渡実績量（特定事業者負担分の量。市町村負担分は含まない）に応じて、品質評価分の原資が按分されます。

「低減額」に応じた配分

想定単価をベースに、それぞれの市町村の引渡分にかかる見込の費用と実際にかかった費用に基づいて、按分されます。

すなわち、{(想定単価×当該市町村の引渡実績量)^{*}－当該市町村から引き取ったものの再商品化に現に要した費用}(0<ゼロ)以下の場合は0とする)の総和（各市町村低減額の総和）に対する当該市町村分の低減額の割合によって、低減額分の原資が按分されます。

*: 市町村負担分は含まない。

支払い期日

翌年度（例：20年度分については21年度）の9月末、協会から各市町村に支払われます。

お問い合わせ先

財団法人 日本容器包装リサイクル協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 邮政福祉琴平ビル 2階
コールセンター tel. 03-5251-4870
ホームページ：<http://www.jcpra.or.jp/>

●禁無断転載

このパンフレットは、無塩素漂白パルプ紙を使用、大豆油インキを使用、CTP出力によるフィルムレス方式を採用しています。